

議案第30号

和解案の受諾について

徳島地方裁判所令和2年(ワ)第287号貸金返還等請求事件につき、別紙和解案を受諾することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年3月3日提出

小松島市長 中山俊雄

1 事件名 徳島地方裁判所令和2年（ワ）第287号貸金返還等請求事件

2 当事者 原告 小松島市

被告 D

3 和解案

- (1) 被告は、原告に対し、本件和解金として、679万1996円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和4年5月20日限り、阿波銀行小松島支店の「小松島市会計管理者」名義の普通預金口座（口座番号0950415）に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 原告は、本件和解金を原告と訴外 F との昭和56年3月30日付け住宅新築資金等貸借契約及び同年11月21日付け住宅新築資金等貸借契約の元金及び利息金に充当するものとし、被告は、これに同意する。
- (4) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (5) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は各自の負担とする。

以上